

反障害通信

24. 6. 18

151号

戦争をなくすための試論

そもそも、戦争がどうして起こるのか、ということがきちんと議論されてこなかったのではないのでしょうか？

戦争と対的に現れるファシズムでさえ、わたしの不勉強さがあるのかもしれませんが、きちんととらえられ、整理されているとは言い難い状況です。

戦争の歴史のとらえ返し 戦争やファシズムの核となる国家主義

第一次世界大戦が始まる時、第二インターナショナルがあり、国際連帯を唱えていました。その核となっていたのは、ドイツ社会民主党でした。そのドイツ社会民主党は、戦時国債の発行に賛成票を投じ、戦争は始まり第二インターナショナルは崩壊しました。

愛国心の渦の中に飲み込まれたのです。

2001年のアメリカでのテロで、アメリカの国会はほんの数人を残して、愛国心の渦の中に飲み込まれアメリカはアフガン戦争に突入していきました。

戦争が起こるときは戦争を起こす国では愛国心の渦が起きています。戦争の推進の核となるのは、国家主義—愛国心ではないのでしょうか？

さて、日本は戦前の愛国心教育で戦争を起こしていったことがあり、平和憲法の下で、そして他国の日本が軍国主義への途に戻るといふことへの警戒感の中で、愛国心教育を取り上げていませんでした。それを、「他の何所の国でも愛国心教育をしている」として、安倍政権下で、教育関連法の改正を行い、愛国心教育を織り込んでしまいました。どこまで、愛国心教育を法制化している国が、そしてそのことを織り込んでいない国があるのかのデータを持ち合わせていません。確かに、何所の国も愛国心教育をしているのかもしれませんが。視点を変えれば、だからこそ、戦争がなくなるのです。

そもそも国家とは何か？

さて、そもそも愛国心というとき、その「国」、国家とは何でしょうか？ 「愛国心教育」を導入した改正教育基本法で、愛郷心と愛国心をセットで組み込んでいます。よく、「あなたのおくには何所ですか？」という会話が、「日本人」同士でなされるときは、郷里という意味での「おくに」です。ひとは、自分が生まれ育った処に対して愛着心を懐くことがあります。皆がみんなそういう思いを懐くことはありません。故郷で辛い体験をしたひとで、逃げるような思いで故郷を離れたひとには、愛郷心などいだけないのですが、それでも、楽しい思い出も皆無でもない、という場合ならば、愛郷心は少なからず懐くことがあります。そこで、その「愛郷心」と「愛国心」をつなげようとする国家主義的意図が出てきます。

「愛郷心」というときの「くに」は、かつての戦国時代ならまだしも、例えば、千葉県と埼玉県が戦争など起こすわけがないのです。

坂本義和さんという大学の教員が、毎年新しい授業の始まりに、生徒に「国家とは何か」という議論をさせていて、その結論として「国家という実体はない」という結論に達するという話を言っていたという話がありました。

この話は、わたしの中で、マルクスが『ドイツ・イデオロギー』の中で、展開した「国家＝共同幻想」論とリンクしていきます。

「左翼」の愛国心への飲み込まれ

さて、マルクスの影響を受けたひとたちは、「国家」を「軍事的・官僚的統治機構と共同幻想」と押さえます。ところが、ドイツ社会民主党の例にあるように、そもそも「主流派」が修正主義に染まって「左翼」から脱していたのですが、「左翼」が愛国心に囚われていく現実があります。それは、スターリンが一国社会主義の建設が可能だとして、国家主語的・覇権主義的途にマルクスの思想を踏み外して入ったことにも現れています。だから、「マルクス・レーニン主義者」をつきだすひとたちが押し並べて、国家主義にのみこまれていった歴史があります。スターリン主義の総括をなしえないと、国家主義・覇権主義に飲み込まれていきます。それは、中国が、社会主義を僭称しつつも、覇権主義に陥って、共産主義的な流れの運動の桎梏になっている、そもそも世界的にそのような流れが潜行していった現実にも端的にあらわれています。そもそも、マルクスの思想の唯物史観からすると、経済は国家資本主義、政治は「社会主義」などというのは、あり得ない話なのです。

マルクスがそもそも、この国家＝共同幻想論を『ドイツ・イデオロギー』で執筆後、その出版化を果たしていません。それで、レーニンは『ドイツ・イデオロギー』を読んでいなかったから、マルクスの「国家＝共同幻想」論を知らなかったのだと、弁護するひとがいますが、レーニンはマルクスがこの「国家＝共同幻想」論を書簡の中で展開しているのを読んで、それをメモしています。なぜ、自らの国家論の中に織り込まなかったのか、それは、現実主義者のレーニンは、まだ帝国主義の時代、剥き出しの暴力支配の時代には、暴力には暴力として対抗して、武装蜂起、国家権力の暴力主義的な掌握としてのプロレタリア独裁から社会主義の建設の中での国家が死滅へ向かうという道筋を示すしかなかったのだと思います。そもそもマルクス自身も、プロ独論を突きだし、それを撤回していません。この「国家＝共同幻想」論から、現在の社会変革の途をどうとらえ返すか、これについては、長くなるので別稿に廻します。

具体的な提起

ここで、具体的提起をしておきます。

まず、国家主義を教育から作り出す、「愛国心」教育ということを、それが戦争（やファシズム）を作り出すということの認識を拡げ、「愛国心教育」という偏向イデオロギー主義的な教育を禁止していく流れを作ることです。

このことは、JOC委員を務めたオリンピックにも参加した柔道の山口香さんも提起しているのですが、スポーツの場から、国旗掲揚、国歌斉唱ということをなくしていくことも検討の課題に入ります。

また、リベラルな、「左派」的な、国会議員でさえも、国益とか国家の論理に飲み込まれていく現実をとらえ、きちんと、国家主義的なことを脱していくように提起して行くことが必要です。

そもそも、戦争論、それと対になっているファシズム論の整理をしつつ、きちんと情況を読み取っていかねばなりません。

これらのことは、現在の情況が、「社会は変わらない」という多くのひとが陥っている「絶望」的なことから、社会を変えるということ自体を考えなくなっている現状をとらえ返し、次回の「巻頭言」の「世界は変え得る、途はいくつも！」とリンクさせていきます。

(み)

(「反差別原論」への断章) (81) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 151 号」アップ(24/6/18)
- ◆メインの「反障害——反差別研究会」のホームページに不備・加筆することがあり、昨年かなり大幅な更新をしました。「今後の課題」など関心をもってもらえる方は、読んでもらえると幸いです。<http://www.taica.info/kaikadai2.pdf>
- ◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」で見れなかったところをチェックして一部修正して再アップしました。今のところ、全部見れるようになっています。
- ◆「反差別資料室 C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年 5 月の末に 1 年余ぶりにリアップしました。
- ◆[廣松ノート]を一時的に、「反差別資料室 C」に入れていたのですが、メインホームページ「反障害—反差別研究会の HP」の IV. F [廣松ノート]に移しました。

<http://www.taica.info/hiromatunote.html>

読書メモ

[廣松ノート (5)] の『弁証法の論理』の 6 回目です。そして、インターネットの情報番組でコメンテーターとして活躍している白井さんのマルクスを正面から取り上げた論攷、白井聡『今を生きる思想 マルクス 生を呑み込む資本主義』の読書メモです。

たわしの読書メモ・ブログ 661 [廣松ノート (5)]

・廣松渉『弁証法の論理 弁証法における体系構成法』青土社 1980 (6)

第十信「肯定・否定」と存在様相

(前便のまとめ)「前便では、弁証法にいわゆる「運動」のプロブレマティックを念頭に納めつつ、「変化」当体なるものをめぐって討究を試み、謂うところの“実体的自己同一性”の“最後の拠点”を衝いておきました。前便での立言は、既成観念の排却という消極的な作業に終始するものではなく、「関係の第一次性」という存在了解のもとで「変化の当体」を措定し直す積極的構案に通ずるものだった心算ですし、亦、「変化」という概念に「可能態から現実態への転成」という構図をあらためて持ち込む所以となりました。」 295P

(この章・便の問題設定)「爰において、われわれの論考は、弁証法的運動における存在様相

という問題と絡み、いわゆる「因果論的連鎖」の問題をも配視すべき局面を迎えた次第です。／本箋では、弁証法における「体系構成法」が主題である以上、様相論や変化論に詳しく立ち入ることは差し控えますけれども、「展開の論理」を定式化するにあたって是非とも必要と考えられる範囲内で、多少とも存在様相に閑説しておきたいと念います。／尚、二兎を追うのは如何(「いかが」のルビ)かと憚りつつも、後論への直接的な前梯となることでもあり、前々便で一端に触れかけた「判断の質」、つまり「肯定と否定」という論件をこのさい絡めることに致します。」 295-6P

一 「存在様相」をめぐる問題論的構制

第一段落——存在様相と認識様相の統一&カントの判断主観の様相論(とその「先験性」) 206-8P

「われわれは日常、「可能性」とか「必然性」とか、様相概念を聊か安易に使いすぎているのではないのでしょうか。そのため、弁証法における法則概念の特質が見落とされる憾みもあります。弁証法論者が「偶然性と必然性の統一」を説こうとするのに対して、世間ではとかく妄言とみなしますが、それも「存在様相」というものに関する安直な既成観念の所為(「せい」のルビ)ではないかと思うのです。」 296P

「中世哲学では、「認識様相」と「存在様相」とが分断されておらず、様相といえば第一次的には存在様相を意味したものです。／近代哲学においても、存在様相ということが常に全面的に否認されているとは言い切れません。現にヘーゲルは、認識様相と存在様相とを再統一したと申せます。しかも、彼の場合、「様相は絶対者そのものの、自己反省的な表出(Manifestation)である」という仕方で把えられており、いわゆる“認識様相”とはおよそ次元を異にします。／われわれは、無論、中世哲学やヘーゲルの絶対的観念哲学を服膺(ふくよう)する者ではありません。しかしながら、前便での「可能態—現実態」の議論を想起していただければ、「様相」を単なる認識様相としてではなく、存在論的な次元で取扱う必要があること、それも単なる存在様相としてではなく、認識論的な次元との統一性のもとに処遇すべきこと、この点まではとりあえず御諒解ねがえらと思います。」 296-7P そこで、「事柄が厄介ですので、まずは「認識様相」ということが問題になる場面を顧慮するところから始めましょう。」 297P として、カントの「様相論」を取り上げます。

「カントは有名な「範疇表」の第四綱に「様相」を置き、(1)「可能性—不可能性」、(2)「現存性—非存在」、(3)「必然性—偶然性」を配位しております。彼の「範疇表」は御存知の通り、「形而上的演繹」によって「判断表」から導出されたもので、判断表における第四綱たる「様相」は、(1)「蓋然的 *problmatisch* な判断」、(2)「実然的 *assertorisch* な判断」、(3)「必然的 *apodiktisch* な判断」とされております。——カントによれば、様相の範疇は、判断様相における思惟機能を概念化したものにほかならないわけですが、「判断の様相は全く特別な判断機能であり、それは判断の内容に何ら寄与するところがなく、ただ繫辞の価値にのみ関わる」ものです。／もう少し具体的に敷衍(ふえん)しておきますと、(1) *S may be P* という蓋然的判断でも、(2) *S is P* という実然的判断でも、(3) *S must be P* という必然的判断でも、判断内容、つまり主辞—賓辞の関係態である「*S*ハ*P*デアル」コトは共通・同一であるとカントは考えます。しかし、(1) *S is possibly (probably) P* という蓋然的判断をくだすのと、(2) *S is assentatively P* という実然的判断をくだすのと、(3) *S is necessity P*

という必然的判断をくださるのとでは、繫辞「デアル」(is)の価値が違うというわけです。こうして、カントの場合、「様相」とはさしあたり、「SハPデアル」という判断内容に関する判断主観の確信の度合いに応ずるものと申せます。」297-8P そこから、この項のまとめに入ります。

「このように、「様相」とは、「繫辞の価値に関わるもの」、判断主観の確信度の表明にすぎないとみなすこの考え方は、図式的にいえば、まさしく近代における様相観の常套に属します。——但し、カントの先験的観念論にあっては、謂うところの「判断主観」は先験的主観(超越論的主観)であって、範疇という先験的な純粋悟性概念は、成程「物自体」にこそ及びませんが、現象界を構成する先験的な形式なのであり、視角を変えて言い換えれば、「様相」は「現象界」たるかぎりでの対象界における“存在様相”として厳存する所以となります。カントの場合、彼一流の先験的構制主義によって、先験的な認識様相と経験的存在様相とが、合致する仕掛けになっているわけです。そして、この認識と存在との一致が、ヘーゲルの絶対的観念論にあっては、批判的に継承されている次第なのです。」298P

第二段落——近代知において、何故“認識様相”というかたちで、主観の側に帰属されるのか？ 298-301P

「認識様相と存在様相との一致を論究する前梯として、ここで追認しておきたい事項があります。それは、近代知の“主流”においては、「様相」が何故“認識様相”というかたちで、主観の側に帰属されるのか、その由縁」298Pを問います。この項の問題設定です。

「近代的存在観では、存在を端的に非存在から区別します。そして、真に存在するのは現実的存在だけであると了解します。そこでは「可能態」的存在というものは認められません。物理的な「絶対時間」の発想が象徴的に体现しているように、ここでは、過去の世界や未来の世界でさえ、苟くもそれが存在する以上は、いかにも現実的存在なのです。それは、原子論的・機械論的な世界像とも照応します。ここでは、究極的な存在として思念される諸原子は、不生・不滅であり、それ自身としては不変な実体ですから、場所的な変化や組み合わせの変化はあり得ても、実体的存在としては現実態の相で恒存します。……一箇同一の原子が同時に種々の結合態を形成しうるという意味での「可能性」が認められているわけではありません。古典物理学的な自然像にあっては、原子はその都度の在り方を一義的に決定されているのであり、それ以外の在り方は不可能なのですから、まさに定義上、在り方が必然的です。／近代の原子論的・機械論的な存在観においては、万象が因果必然的な法則に服しているものとみなされますので、「偶然」の存在する余地がありません。“偶然”なるものは、認識の不充分性の故に見掛上そう仮現するだけで、客観的には偶然性は存在せず、一切は必然であるものと了解されます。……現実には生起するものは因果必然的に生ずるのであって断じて偶然に生起するわけではない、という決定論的な世界像のもとでは、いかに「可能態的存在から現実態的な存在への転成」と称しても、前便で照会したあのメガラ派の指摘を俟つまでもなく、論者たちの謂う“可能的存在”は真の可能態とは呼びえません。——勿論、近代の機械論的な思念といえども、事柄に迫られて、「可能態—現実態」という存在了解を裏口から導入せざるを得ない局面に屢々(るる)逢着します。しかし、機械論的・原子論的な世界像の論理構制からいえば、客観的実在の世界は現実的必然態＝必然的現実態に局定され、それ以外の様態は客観的には存在しえないの

が道理であって、現にそれ以外のものはただか主観的な認識の領界に帰属せしめられているわけです。“客観的な可能性”といえども、論者たちの場合、客観的には端的に未在であり、さしあたっては単に“認識のうちにある”にすぎません。偶然性にいたっては、もっぱら認識の不十分性の所為とされ、客観的には不在とされる始末です。／成程、近代知のすべてが原子論・機械論の存在観を執るわけではなく、客観的な存在様相を云々する理説が現に存在するわけですが、右に少々一面的な強調を試みたのも、とりわけ、近代自然科学流の自然像、ひいては世界像を意識してのことです。近代自然科学にあっては、因果必然論的な存在観が執られており、且つ、認識論的には模写説の構案が採られておりますので、——客観的には必然的現実態＝現実的必然態しか存在せず、それが模写説に認識すると見做される以上——、模写さるべき客観的な事態は「SハPデアールコト」(S is really P)であって、ただか認識の主観的確度に応じてのみ様相的な区別が設けられるという了解、これが帰結する次第です。」298-300P

「学兄は、近代知においても「現実性」および「必然性」という存在様相が認められている旨を指摘されるかもしれません。そのことは一応認めることもできます。しかし、「絶対時間」の表象や「法則的必然観」の了解に象徴されるように、過去や未来までが現実的必然態＝必然的現実態の図式に包摂されてしまうところでは——すなわち、客観的な「可能性」や「偶然性」が顛から認められないところでは——客観的な存在様相ということは事実上没概念にすぎません。」300-1P

ここで前便からのリンク、「前便で綴りました現代物理学の存在観とも通ずる「可能態—現実態」のプロブレマティック、ひいては、偶然性と必然性との統一的把握に定位する弁証法の運動論や様相論、これが近代知の地平に対して占める特異な地歩について、右の立言から反照的に御理解いただきたいのです。客観的な存在様相を立論し、しかも、可能性・不可能性・現実性・非現実性・必然性・偶然性、これらのあいだの相互的転化を云々する弁証法の様相論は、とかく戯言(「たわごと」のルビ)のように受け取られがちですが、それはなかならず近代流の既成観念に禍されたものと申さざるを得ません。」301P

第三段落——様相なるものの分類的整序 301-3P

「さて、様相なるものが分類的整序からして大問題です。普通には、「可能—不可能」「現実—非現実」「必然—偶然」というペアにして扱われます。そこでは、これら三つのペアはどのような関係に立つのでしょうか？ いや、それ以前に問題があります。それは、これらのペアは相互否定的な関係になっているかどうかという問題です。／まず、「必然性—偶然性」をとりあげてみましょう。普通には、“必然的”と“偶然的”を対置して扱いますけれども、前者の否定がそのまま後者だと言えるでしょうか？ 初等英語を思い出してください。It must be true. という必然性の判断の否定形は、It can not be true. (本当のはずがない)であって、この場合には must not という否定形は使えません。must not というかたちは「○○してはいけない」という禁止の表現になり、「○○に違いない」という意味での must の否定形は can not というかたちをとるわけですね。この語法は決して単なる文法上の偶然的な規約ではないと思います。「必然(must)」の否定形が「不可能(can not)」になるのは、アリストテレス以来の必然性の定義、つまり、「その反対が不可能であること」に照応します。この論脈では「必然—不可能」——が対立することになりますが、さりとて、逆向き

に、可能性に偶然性が対置されるわけではありません。或るコンテキストでは明らかに「可能性と不可能性」「必然性と偶然性」が対立しながら、それとは別に「必然性と不可能性」とが対立する(それでいて、「偶然性と可能性」とが対立するわけではない)という次第で、「様相」の否定的背反関係は一種独特です。——こういう奇妙な関係は、様相以外の普通の場合には起こりません。この一事をとっても、様相概念の特異性が察せられると思います——。」 301-2P

「この特異な否定関係の由って来たとるを知るためにも、あの三つのペア相互間の関係に眼を向ける必要があります。」 302P として

「主観的な認識様相における確信度に即して言えば「可能性—現実性—必然性」という順序で——つまり、蓋然的判断—実然的判断—必然的判断という順序で——強くなって行きます。視角を変えていけば右の順序で対象的な事態の領域が狭くなって行きます。しかるに、「不可能性—非現実性—偶然性」という反面の側は、否定的確信の度がこの順で弱まって行きますが、対象的事態領域の広狭関係(包含関係)を一義的に言うことはできません。何故そうなるのかを考える前に、先決問題が爰にあります。それは、主観的な判断様相では必然性のほうが現実性よりも強いとしても、客観的な存在様相では現実性のほうが必然性よりも強いのではないか、という問題です。必然的であっても、現実的に実在するとは限らないのではないか？ 論理必然性の場合には確かにその通りです。そのかぎりでは、必然的であっても非現実的なものと、必然的であり且つ現実的なものとが岐れることになり、現実性のほうが必然性よりも狭い(強い)概念だという理屈になります。しかし、必然的ということを経験上の必然性の意味にとれば、現実的なものの中には、偶然的なもの(所謂「事実必然性」と必然的なもの(所謂「本質必然性」と)の双方が属することになり、このさいには、必然性のほうが現実性より狭い(強い)という認定になります。尤も、客観的に必然的でありながら未だ現実化していないこともあり得ると言って、現実性のほうをあくまで狭くとする立場も許されます。がしかし、それは現実性ということを経験的な現前性に即して規定する場合の話であって、例えば「理性的なものは現実的である」と唱するヘーゲルなどの場合には妥当しません。けだし、その場合には「現実性」という概念規定が別様になるからです。因みに、客観的な必然性、存在上の必然性を云為する以上は、現実的でないものには必然性を認めない(たかだか認識上・予料上の“必然性”しか認めない)とするほうが、ナチュラルではないでしょうか。」 302-3P

第四段落——上述の三つのペアを悟性論理の流儀で整序する 303-6P

(この項の問題設定) 「今仮りに、このような含みでの“客観的”な“存在様相”に定位して、上述の三つのペアを悟性論理の流儀で整序してみましょう。」 303P

「およそ考えられるかぎりの“世界”は、可能的領界と不可能的領界とにまず二分されます。そして、可能的領界は、可能であるが非現実の領界とに二分されます。裏返していえば、現実的領界と非現実的領界とが合して可能的領界を形成することになります。そして、その現実性の領界を、偶然的に現実的な領界と必然的に現実的な領界に分けることができます。その場合には、裏返していえば、必然的領界と偶然的領界とが合して現実的領界を形成することになるわけです。／右の区分を視覚的に形象化して言えば、例えば一枚の紙を二つの部分に区切って、一方を不可能性の領域とし、残りの可能性の領域を更に二分し

て、その一半非現実の領域とし、その残りの現実性の領域をこれまた二分して、その一半を偶然性の領域とし、残りを必然性の領域とする。このような方式になっております。」

303-4P

「このような方式での区分整序では、非現実性の領域に不可能性は含まれないことになり、他方で、現実性の領域と可能性の領域の一半が重なってしまいます。そこで、非現実的という概念で不可能性の領域もカバーさせ、併せて亦、可能性と現実性が重ならないようにする方式が提唱されることもあります。この方式を採れば、世界が現実界と非現実界とにまず二分され、その非現実界が更に可能界と不可能界とに両分されることとなります。これは慥かに一つの行き方です。そして、更に、次のような処理も許されます。先の方式では、現実界の一部と必然界とが重なりましたが、今や現実界外部(且つ非現実界の外部)に必然界を括り出して、偶然界と現実界とをそっくりそのまま重ねてしまうという処置がそれです。(成程、非現実界をも偶然界に含めることが禁ぜられるわけではありませんけれど、尠なくとも不可能界に関しては偶然界に含めるわけにはいきませぬまい)。」 304P

「存在様相の整序区分には、こうして幾つかの方式がありえますが、以下では暫く、第一の方式を採ることにしたいと念います。そのかぎり、可能界が非現実界と現実界とに分かれ、現実界が偶然界と必然界とに分かれることとなります。言い換えれば、可能界の一部として現実界が含まれ、その現実界の一部として必然界が含まれる、というわけです。」

304P

「この悟性的区分においては、可能性にプラス・アルファが加わることで必然性になり、その現実性にプラス・アルファが加わることで必然性になる、という了解の構図になっていると申せます。それでは、非現実性や偶然性の場合はどうか？ ここでもやはり、可能性や現実性に何かが付加加わるといえるのでしょうか？ どうやら、そうではなさそうです。……それなら、可能性と非現実性とは全く同じ概念なのかといえば、そうではなくて、現実性との相関的な対比において非現実性という概念が存立する、という考え方になっているようです。——これはそれなりに筋の通った考え方ですから、批難するには及ばないと思いますし、われわれとしても、或る種の場面では、この悟性的区分に仮託して論考する場合があります。」 305P

「ところで、悟性的な立場では、「様相」というものを、このように領域的範疇として区分しますけれど、しかし、いかに悟性的な立場といえども、領域的境界を絶対的に固定化してしまうわけではありません。——これは、弁証法にいわゆる相互的転化とはおよそ次元を異にしますが、悟性論理でさえ、必ずしも領域を固定化するわけではないこと、固定化されるのは概念内容(内包的規定)の側にとどまること、このことは銘記を要します——。所与の一定条件下ではおよそ不可能な或る事態が、別の条件が出現した場面では可能になりえますし、逆に可能な事態が将来的には不可能になることもありえます。現実性と非現実性についても同趣です。」 305P

まとめと次項の課題提起に入ります。「爰で、しかし、偶然性と必然性の領界となると、様相が変わります。なるほど、前二者と同趣に扱える部面もあるかもしれません。だか、この問題を問い詰めると、悟性論理では一応のところ「存在様相」とその「領域的区分」を云々しておりながら、実際には「偶然性」ということを存在様相としては認めていない

ことが露呈します。悟性論理にあつては、偶然性の領界とは認識上のものにすぎない所以です。——今はこの点を深追いして、悟性論理では「可能態」もまた存在様相としては容認されていないことをあらためて指摘するには及びません。これを潮に、悟性的な領域区分を去って、弁証法における様相問題の処理に論議を移して行きたいと念います。」305-6P

第五段落——弁証法における様相問題 306-9P

(この項の問題設定) 「弁証法的存在観においては「様相」は領域的範疇ではありません。悟性的な処置に仮託して“領域”的に扱う場合もありますが、それは弁証法にとって決して本来的な取扱いではないということ、このことを議論の前梯として誌しておきます。」

306P

「偕、前便との脈絡からいっても、偶然性と必然性との弁証法的統一という場面から議論を始めるのが便利です。前便での、量子的不確定、ないし、熱力学的揺動の立論を想起していただきたいのですが……。旧来の決定論的な法則観・存在観のもとでは、世界の客観的な在り方は一義必然的であるものと了解され、偶然性とは“必然性の未知”、認識の不十分性・不確定性にすぎないものと見做されてきました。しかるに、量子力学における不確定性原理を持出すまでもなく、自然的過程が一義的に決定されていないという意味での客観的「偶然性」は、まさに自然界そのものの構造的契機なのです。(この「客観的偶然性」の問題については、拙著『事的世界観への前哨』第二部および『科学の危機と認識論』を参照ねがいます)。但し、同時に、この偶然性＝非決定性は、得手勝手な放縦ではなく、一定の限界性の埒内に劃定されております。全くの一義的必然でもなければ、全くの放縦的偶然でもなく、まさに確率函数的な両者の統一態、これが自然的現実過程の実態なのです。——なるほど、概念としての必然性、概念としての偶然性は、悟性概念の流儀で決定することができます。そして、数学的必然性のごとき、論理的な一義的必然性を立てることもできます。しかし、現実の対象的存在界の事象について、偶然か必然かという悟性論理の二者択一を執るわけにはいきません。そもそも、必然性や偶然性という概念からして、現実の存在様式の二つの射映をアイデアリジーレンすることによって立てられたものであって、必然体や偶然体がレアルに自存するわけではない所以です。」306-7P

「必然性および偶然性ということは、現実的な事象の在り方の二契機であり、その意味で、現実事象の存在様相はさしあたり「必然性と偶然性との統一」として規定されます。」307P
ここで「二契機の統一」というところで、最初に読んだ当時、反差別論で「絶対的排除」と「相対的排除」という二契機にリンクしていました。

「前便で想定した意味での「可能態」「現実態」は、いずれも「必然性と偶然性との確率函数的統一態」という構制を呈します。但し、両者のあいだには当然“種差”があるわけで、前者では変項が変項のままであるのに対して、後者では特定値で充当されているという相違があります。そして、この相違は、当体運動の状相的予料(この確率函数的措定にはいわゆる Rückschluß (機能的推理)の場合をも含みます)と、「観測」による現認(波束の収縮)という諸認識論的場面での次元差に相応するのです。——こう申しますと、まさにその故こそ、現実態は必然態にほかならないという意見が登場しそうです。「観測」された「現実態」にあつては“波束”が収束して“確定的”な値が現認されるのですから、もはや不確定性・偶然性の余地はなく一義必然的・確然的である云々。この意見には聴くべきもの

があることを認めるに吝かではありません。この選で定義する途もありえます。がしかし、観測的現認において変項の値が確定されたとはいっても、量子学的な「不確定性原理」の次元でいえば依然として原理的に不確定性が残っております。また、この現認された状態が、次のステップの観測に対しては一つの可能態なのであり、その脈絡ではあらためて「必然性と偶然性との確率函数的統一態」にほかなりません。これらの点に徴すれば、現実態を以ってそのまま必然態としてしまうのは考えものでしょう。たしかに、可能態と現実態という当座の対比の場面では、或る種の項をとりだしてみれば、変項的不確定が“一義的”な値に“確定”される以上、後者が確然的であるわけですが、しかし、確定的になるのは変項のうちのたかだか若干のもの値であって、総体としてみた場合には必ずしもそうは言えない道理です。或る一定の措定場面に即するとき、可能態と現実態とでは、後者を必然態と呼びたいとする事情があることは否めないにしても、通時的な函数的措定態の機制は一貫しているのですから、原理上は、現実態といえどもやはり「必然性と偶然性との統一態」と呼ばるべき所以です。」 307-8P

「可能態の相であれ現実態の相であれ、こうして、事象の存在様相は——右に 量子力学的な場面に定位するかたちで申し述べたことは原理的にはマクロの世界にも妥当すること、このことは前便で丹治論文を援用してミクロとマクロの両断が許されないことを示したところからも御諒解いただけると念うのですが——「必然性と偶然性との確率函数的統一態」であり、視角を変えて言い換えれば、「必然性」と「偶然性」という存在様相は事象的存在様相の弁証法的二契機ということになります。(弁証法的存在観においては——様相はもともと領域的範疇ではないという事情は措くとしても——右の了解からして、必然性という様相は現実性プラス・アルファではありえません。)」 308-9P

「弁証法における「様相論」は、迂生のみるところでは、「必然性と偶然性との統一態」としての事象的定位を「可能態」と「現実態」という区別的相関・動態的転化の相で把握する右で立言した構制、これを基軸にして定式化することができます。——因みに、「必然性と偶然性との統一的定在」、ならびに、その「可能態と現実態」というとき、「非現実性」という様相の不在を見咎められるかもしれませんが、ヘーゲルにあっても「非現実性」は基本的な様相には算入されていないのです——。弁証法の存在論的・認識論的な存在概念の射程を御諒解いただくには、しかし、あらかじめ視界を拡げておく必要があります。」 309P

二 「肯定」・「否定」と間主観的妥当性

第一段落——「様相」——認識論的＝存在論的規定態 309-11P

「われわれの場合、「様相」というものを判断における単なる主観的な確信度とは考えません。それでは、「存在様相」とは物自体が具えている一種の性質なのでしょうか？ そうではありません。存在様相とはいっても、物自体の規定性ではなく、認識論的＝存在論的規定態であって、認識から端的に独立なものではありません。この間の事情を明らかにしつつ、様相の何たるかを見定めるには、認識論的な場面を射程に入れる必要があります。」 309P

ここから各様相のとらえ返しに入ります。「まず可能性と不可能性という概念の内容から考えて行きましょう。先には「凡そ考えられるかぎりの“世界”は、可能的領界と不可能

的領界とにまず二分され……」というところから話を始めましたが、この言い方そのものにどこか可笑(「おか」のルビ)しいところがあるのにお気づきだと思います、「考えられる」つまり「考えることが可能な」世界の半分が「不可能界」とされているのですから……。普通には、しかし、ともあれ「思惟不可能」＝不可能界、「思惟可能」＝可能界、という仕方方で定義されます。可能とは思惟可能な領界、不可能とは思惟不可能な領界というわけです。ここでは、思惟不可能と現に思惟している(それゆえ、思惟可能な!)領界を不可能界と呼んでいることになり、一見矛盾します。だがしかし、このさい「思惟可能」「思惟不可能」という場合の「思惟」が実は二義的なのです。思惟可能というときの思惟は心理的な意識事実の謂いであり、思惟不可能というのは心理的には現に可能でありつつも論理的に不可能の謂いで、この場合の「思惟」は論理的な価値を含意します。／それでは、論理的に思惟不可能とはどういうことなのか？ 普通の悟性的立場では、矛盾律を絶対化しますので、矛盾律に抵触する場合を論理的に不可能(思惟不可能)と規定します。心理的事実としては、そういう思惟も可能ですが、いや、現に遂行されるのですが、論理的にはそれは不可能と謂うわけです。——弁証法の場合、矛盾律を絶対化しませんので、この流儀でそのまま「可能」「不可能」を規定するわけにはいきません。が、もう暫く、悟性論理の線で議論を進めておきましょう——。矛盾律に抵触する＝不可能、矛盾律に抵触しない＝可能、というこの規定においては、可能・不可能は事実問題ではなく、そう思惟して差支えない(may 宜しい＝許容)、そう思惟してはいけない(must not べからず＝禁止)という当為(「ゾレン」のルビ)的な価値問題になっている次第です。／茲で顧みますと、先刻は初等英文法を持ち出して、「必然」(must)の否定形は can not(筈がない)であって、禁止(must not)でない旨を云々しましたけれど、意外なところで can not＝must not になっていることを思い知らされませぬ。」309-11P

「翻って「必然性」について考えましょう。これまた「思惟必然」というのが悟性的立場での規定です。別様に思惟することも心理的には現に不可能ではないのですが、論理的には、つまり、矛盾律を守るかぎり、その反対を思惟することは不可能(実は must not)という謂いです。尤も、論者たちは、この意味での「思惟必然」と客観的必然とをどこかで重ね合わせて、単なる「思惟上の必然」という以上の「存在上の必然」を立てるのですが、しかし、「必然性」という概念を概念として規定する場面では「その反対を思惟することが矛盾律に則るかぎり許されない」ということに定位します。」311P

「現実性についていえば、結局のところ、感性的経験による認証という事実問題に定位して規定されるのが普通です。」311P

「こうして、「現実性—非現実性」はひとまず措くかぎり「様相」というのは判断における主観的な確信度(つまり、心理的事実次元での確信度)に依ることが眼目ではなく、判断の論理的価値に懸かるのが実情です。そして、この論理的価値は、所与の事態に関する判断の禁止・当為に依準します。このさい、当為的必然性と禁止的不可能性が基軸になることは見易いところです。」311P

第二段落——判断における「肯定・否定」の問題性 311-4P

(この項の問題設定)「われわれは、いまや、「様相」概念を討究する論脈における「当為的必然性」と「禁止的不可能性」という問題に逢着した次第でして、これが判断における「否

定・肯定」の問題性と不可分であることは絮言するまでもありますまい。」 311P

「肯定」「否定」の論究は何分にも大問題ですが、茲で前々便での所論を思い出して頂けると、行論が幾分かは容易になると思います。——前々便では「判断」というものを主語表象と述語表象との結合や分離とみなす俗見を卻け、また、単なる「同轄判断」や「異別判断」と「肯定判断」「否定判断」とは次元が異なる旨を誌しておきました。そして、「命名的結合態」の現前化はそれ自身ではまだ命名判断ですらなく、この「施詞措定」の対自己的帰属性が覚識され、且つ、当の命名的措定の対他者的妥当性・非妥当性が覚識化されるとき、この条件を充たしてはじめて「判断」になることを述べ、①「施詞措定」という命名的結合それ自身は、肯定・否定にまだニュートラルな前件であること、②当該「施詞措定」の対自己的かつ対他者的な妥当性が覚識されるときが「肯定」であること、③「施詞措定」の対他者的帰属性が意識されつつも対自己的非妥当性(拒斥)が覚識されるときが「否定」であること——或る他者(ダス・マン的な相でのヒトをも含む)による施詞的な提題に対する不承認的拒斥が「否定」——このことまで綴っておきました。」 312P

「判断における「肯定」「否定」ということは、単なる「同轄」や「異別」とは事件を異にし、対他者的・対自己的な妥当性の場面で成立するものであって、「コレハSナリ」ひいては「SハPナリ」という施詞措定態に対する間主観的な承認・拒斥の場で成立するものであるということ、前々便でのこの立言を受け継ぐかたちで議論を進めることにいたします。」 312P

「さて、ここでは、学史的回顧を試みる余裕はありませんが、肯定判断・否定判断をめぐる問題性の一端をあらかじめ確認しておいたほうが行論上便利かと思います。／学兄は「肯定判断」と「否定判断」とは同格だとお考えでしょうか、それとも、後者は派生的なものにすぎないとお考えでしょうか？ 日本語の表現では「SハPである」と「SハPでない」とが——「である」「でない」という——同位・同格的な形で対立することもあり、日本人の日常的感觉では、肯定判断と否定判断とが同格に扱われているように見受けます。ところが、ヨーロッパ語では、否定形は「肯定・プラス否定辞」のかたちになることもあって、ヨーロッパ人の意識では、学者たちの場合をも含めて、とにかく利用者は同格ではないものとされがちのようです。彼我の相違が「イエス」「ノー」の使い方の違いともなって現われるわけです。——判断論ともなれば、勿論、ヨーロッパの学者でも、肯否の同格説を採るものもあり、そこで、まずは「肯定」と「否定」とが同位・同格か否かが係争になります。」

312-3P

「発生論的にみるとき——単なる「同轄判断」や「異別判断」とは区別される——本格的な肯定判断・否定判断の場合、肯定判断のほうが先行的に形成されるというのが実情かもしれません。しかし、このことは必ずしも同格性を否定する所以になりません。迂生としては肯定判断と否定判断とを論理上は同格に扱う立場を採りたいと念います。但し、言語的に表現すれば「判断」と同じ文章表現になるので話が厄介ですが、前々便で申した「命名的結合態」「施詞措定態」たる「コレハSナリ」「SハPナリ」という判断与件についていえば、これは原基的には“肯定”であると考えます。——「原基的には」という断り書きをつけるのは、派生的には“否定”形の「コレハSナラズ」「SハPナラズ」という「施詞措定態」も成立しうるからですが、暫くのあいだ原基的な場面に定位して議論を進めま

す——。」 313P

「判断にさいしては、主語と述語とを“結合”“分離”する営為が眼目なのではなく、——前々便でも申しました通り、そして詳しくは拙著『世界の共同主観的存在構造』所収の「判断の認識論的基礎構造」で論じております通り、——それはたかだか前段的な過程なのであって、判断として判断措定においては“判断与件”たる「施詞措定態」(「SハP」)に対して、肯定的承認または否定的拒斥がおこなわれます。ここにおいて、肯定判断または否定判断が相岐れるのであって、判断与件たる施詞措定態は、原基的には「SハP(デアル)」という“肯定”形でありつつも、それはまだ積極的な真の「肯定」判断ではなく、賛否に関してまだニュートラルです。」 313-4P

「われわれとしては、こうして、ニュートラルな「施詞措定態」なる判断与件を認めて、この与件に対する肯定的承認または否定的拒斥という同位的対立性の分出を云々する次第ですが、この構図における二段階的契機の各々について敷衍しながら議論を運ぶことにしましょう。」 314P と次の項に入ります。

第三段落——肯定的承認・否定的拒斥を“判断作用”の側から見る 314-7P

(この項の問題設定)「順序を紊(「みだ」のルビ)すかのようにですが、まずは、肯定的承認・否定的拒斥という所謂“判断作用”の側から見ておきます。」 314P

「われわれは、判断論上のいわゆる「態度決定説」の立場をそのまま採る者ではありませんけれども、肯定・否定が一種の態度決定を含むことはたしかです。——或る種の論者は、判断における承認・拒斥の“心的作用”ないし“態度”という能作を極めて広い意味にとり、この能作そのものは動物における判断以前の“態度決定”とも共通だとみなします。つまり、動物ですら、好感的に受容したり、嫌悪的に拒絶反応を示したりしますが、それと共通な能作だと謂うのです。判断における肯定的承認・否定的拒斥の能作が、好感・嫌悪や愛・憎の能作と共通かどうか、一種独特の能作ではないか、これを心理学的な次元で分析してみてもあまり意味があるとは思えません。という以前に、嫌悪しつつも肯定し、好感しつつも否定するといった場合が現にあるのですから、肯定・否定ということを単なる心情的・情意的な能作とみなせるかどうか、いささか疑問なしとしません。判断にさいしての心理的な過程において、一定の情意的な意識作用や意識状態が見出せることは確かだとしても、そして、多くの場合、肯定と好感、否定と嫌悪が照応するとしても、それ判断にとって本質的な契機でもないとも考えられます。しかしともあれ、判断にさいして、一種の決意的な態度決定がおこなわれるということまでは内省的に認められます。」 314-5P

「判断におけるこの決意的な態度決定は、厭々(「いやいや」のルビ)ながら肯定したり、悦(「よろこ」のルビ)んで否定したり、という場合があることに徴すれば、単純な愛好や嫌悪とは次元を異にするはずです。それでは、判断的決意、ないし、判断的決定感情は、それ自身としては肯定の場合も否定の場合も同質であって、判断成態における「主語—述語」関係が肯定形であるか否定形であるかに応じて全体としての判断の質(肯定・否定)が岐れるにすぎないのでしょうか？ それとも、判断的決意という能作、ないし、判断的決意感情そのものに肯定的な質のものと否定的な質のものと、異質性があるのでしょうか？ 判断作用の能作そのものは肯定の場合も否定の場合も同質であるのか、それとも、判断の能作そのものが肯定の場合と否定の場合とでは異質であるのか、というこの二者択一に答え

るためには、先決問題が要求されます。／ここでの先決問題というのは——あの「施詞措定態」をとりあえず“肯定”形 of 原基形態で扱っている当座の論脈から一時的に脱線することを余儀なくさせるのですが——、判断の「肯定」・「否定」という“質”をどの部面規定するのかという問題です。これは日本人の日常意識とヨーロッパ人の日常意識とでは、奇妙に相岐れかねません。話を簡単にするために、例に即しましょう。」 315P として

「①「鯨ハ魚デナイカ？」と問われて、「マサニシカリ！ 鯨は魚でない」と答えるさいに、この判断は肯定(マサニシカリ)なのか、それとも否定(魚ではない)なのか。／②「人は動物デナイカ？」「イナ！ 人は動物である」、これは否定(イナ)なのか、それとも肯定(動物である)なのか。／③「鯨ハ魚デアるか？」「イナ！ 鯨は魚でない」。／④「人ハ動物デアるか？」「シカリ！ 人は動物である。」 316P という例で、ヨーロッパ語と日本語の「イエス・ノー」の使い方の違いを展開したところで、「ヨーロッパの理論では、判断における態度決定というとき、判断与件に対する(ないし、所与の主語・述語結合関係に対する)態度とみなしがちであり、他者の主張への賛否の態度決定という間主観的な事情を看過しがちです。それにともなって、“能作”の質をも、對他者的関係に即して規定するのではなく、もっぱら心的作用の内在的性質とみなす傾向にとらわれております。——その点、われわれ日本人としては、判断における肯定的承認・否定的拒斥という“態度決定”を、まずはナチュラルに、間主観的な對他者的「同意・不同意」に即して想定できる次第です。」

317P

この項の最後のまとめと次へ繋げる文です。「われわれは、ここに、判断の肯定・否定という“質”的区別を——所与の「施詞的措定態」に関する對他者的・対自己的な間主観的妥当性の意識の場面に定位しつつ——、さしあたり、判断与件をめぐる「シカリ！」「イナ！」の同意・不同意に基づける所以となりますが、以上の行文では、まだ、同意・不同意という態度決定上の質規定と判断成態内部の肯定形・否定形の対立措定との関係にふれておりませんし、また、日本語とヨーロッパ語との表層的差異の根底にある同一構造を剔抉(てっけつ)してもおりません。今や、この未決問題を処遇するためにも、先に登録しておいたもう一つの論件に移る段取りです。それは右の行論中、前提をなしている「施詞措定態」の間主観的所与性とその内実にはほかなりません。」 317P

第四段落——「施詞的措定態」の間主観的所与性とその内実 317-20P

「判断において、承認ないし拒斥の直接的対象になる「施詞措定態」と謂うのは、原初的には、知覚的与件と言語的(音声)記号とを命名的に“結合”した成態であって、原基的なそれは、標記的には「(コレハ)A」という形になります。(このさい、Aは、品詞的には名詞とはかぎらず、形容詞や動詞でもあり得ますが、以下では特に必要のない限り名詞的に標記しましょう)。この命名的結合態は、発生論的には、当人が創造的・自発的に形成するのではなく、他人によって提示的に与えられます。なるほど、歴史上の発生的場面や新規的命名の場面にかぎらず、日常的にもやがて当人自身が“内発的に”当の命名的結合を遂行する場面が形成されますけれど、ここではひとまず幼児期的体験の場で御了解いただけると便利です。」 317-8P

「偖、所与の命名判断は、発話者自身にとっては単なる命名・指称ではなく、既にして判断の表明である場合もありえますが、幼児的聴取者たる当人にとっては、さしあたり、与

件(コレ)と名称との“結合”態の域を出ません。……当該の命名的結合態は、しかも、原初的には、特定の誰彼に帰属するというより、むしろ、人称的帰属“以前”の相で、いわば“非”人称的・“前”人称的な相で覚識されます。つまり、「コレハA」という命名的結合態は、発話者たる相手に帰属するとともに、聴取者たる自分に帰属するとともに明識されることなく、謂うなれば与件的な事態として覚識されるに止まっております。」318P

「このような命名的結合態の覚識が即自的な知覚的分節体制の分化や総合を促しつつ進捗していき、多角的分節態の各々(まだ全てとは申しませんが)が謂わば“名称”(形容詞や動詞の場合をも含む)を“貼付”されたかのごとき状相になります。尤も“貼付”という比喻は不適當かもしれません。知覚的与件と言語的音声形象とが重なって見えるわけではありませんので……。要は、知覚的与件と言語形象との“条件反射的結合”なのですが、ともあれ、この態勢が、本人自身はまだ発語できない場面でも、既に相当程度まで確立するように見受けられます。すなわち、自分では話せないけれども、聞いては判る状態、発語できる語彙(「ごい」のルビ)は貧困でも、理解できる語彙はかなり豊富という状態がいち早く成立します。そしてやがて、所与の知覚的与件に対してみずから命名的発話をおこなうこと、および、所与の言語的形象を機縁にしてそれ以上の或る一定(所定)の対象を志向することが、殆んど“自動的”に“生起”するようになります。」318-9P

「この態勢が或る程度まで形成され始めた局面を迎えますと、誰かが与件 a (A と呼ばれるべき対象)を指して「コレハB」と呼称すると、それと対立的に「コレハA」という命名的結合態が意識される場合を生じます。また、自分で(誤って) a を「コレハB」と呼称して、誰かから「コレハA」という反対定立を受け、こうして、「コレハA」と「コレハB」という両つの命名的結合態が併立的に覚識されるという事態を体験します。——この対立的区別の場で、命名的結合態の人称的帰属性が「対他者」「對自己」的に覚識されるようになります。」319P

「先には、「施詞措定態」「命名的結合態」は原初的には“前”人称帰属的である旨を特記しましたが、その原初的場面でも、「A」という音声の音源的発話者は覚知されております。その意味で、音声「A」そのものは、初めから他者帰属的と言うこともできますが、しかし、その場面での“他者”は——他の論脈では単なる音源以上の存在として既に意識されているにしても——当座の論脈では単なる“音源”であり、いわば“場所”的に定位されているにすぎず、そのかぎりでは音を発する物体と選ぶところがありません。その場面では「コレハA」という覚識的事態そのものはまだ他者に帰属されるわけではなく、前人称的のです。／いまや、しかし、与件 a を指しながら「(コレハ)B」と他者が発話し、「(コレハ)A」と自己が発話するという「異」状な事態、ないしはまた、自己が「(コレハ)B」と発話し、他者が「(コレハ)A」と発話するという「彼(「ひ」のルビ)——此(「し」のルビ)」的「区別」相が覚識されます。／ここにおいて、もはや単なる音声「A」「B」の音源的帰属の域を超えて、「コレハA」「コレハB」という併立的に覚識される二つの命名的結合態が「彼—此」的な対向的区別性の相で「他者」と「自己」とに帰属されるに及びます。こうして、対他者的に帰属する命名的結合態と対自己的に帰属する命名的結合態との分立性において「命名的結合態」の「人称的帰属」化が成立する次第です。」320P

次節の課題の提示です。「今や、以上の行文でしつらえた論材を踏まえることによって、

「判断」の肯定性・否定性の存立実態を見据えうる段取りです。」 320P

三 「判断措定」の命題成態への内自化

第一段落——「肯定的承認・否定的拒斥」の存立機制 320-4P

(この項の問題設定)「爰では、懸案の「肯定的承認・否定的拒斥」の存立機制が直接的な主題になりますが、議論の見通しをよくする含みで、若干の先廻りをして、あらかじめ路線を限定するところから始めます。」 320P

「命名的結合態の対他者的・対自己的な帰属化が反復的に覚識される過程を通じて、単なるゲシュタルト的次元での「再認的同一」や「較認的同一」の感知という以上の「同一性」が意識されるようになり名辞(呼称)の統一性が媒介環になって、本質的同一性意識が形成されたりもします。また、知覚的与件 a と音声的形象「A」とも区別され、それ以上の或るもの *etwas Mehr* として覚識されるころの「述定的意味」が形成されるようになり、「コレハA」という立言が単なる“命名的結合”という以上の「述定的結合」の意義を帯びるようになります。それにともなって、「コレハSデアル」ひいては「S(タルコレ)ハPデアル」という施詞措定態が「陳述的事態」の次元へと高まります。」 320-1P

(言語の機能と措定態)「周到に論じる差異には「判断成態」の内実に関わる右のごとき諸点に立入り言語の「指示・述定・表出・喚起」という諸機能との相互媒介性を論考する必要があるのですが(この件については『もの・こと・ことば』所収の「意味の存立と認識成態」を参看ねがえれば幸甚です)、ここでは判断における「肯定」「否定」ということが主題ですので、論述を敢て飛躍させて本筋を追いたいと念います。謂うところの「施詞措定態」は単なる命名的結合態の域に止まるものではないこと、「SハPデアル」という措定態が「指示・述定」の機能を契機とする「陳述的措定態」の次元に高まっている場面もあること、このことを先取するかたちで議論を進めます。」 321P

(“脱”人称化)「このさい、先廻りしたついでに、帰属者の側についても先廻りをして若干申しておきますと、施詞的措定態は、フェア・ウンスには、その都度すでに誰かに帰属するとしても、当事主体において(フェア・エスに)そのことが不断に意識されているわけではありません。自他の対立性において人称的帰属性がいったん意識されたとしても、あらためて“脱”人称化が生じます。但し、これは発生論的に初期の“前”人称的な状況への単純な復帰ではなく、帰属される“人称的”主体の“脱”個性化の過程に負うものです。「このSハP」といった次元にせよ、“同じ”施詞措定が、さまざまな機会に、いろいろな人々によって、誰彼の別なく齊しく発話・提示される体験を通じて、それが誰彼の別なき「ヒト」に帰属されるようになります。このダス・マンともいうべきヒト、つまり、特定の老人でも若人でも、男性でも女性でもない——それでいて、誰でもありうる“函数的な”——ヒトは、後述の通り、或る種のコンテクストではイデアリジーレンされて当該言語の「言語主体一般」、ひいては、「判断主観一般」とでもいった相で覚識されるに至ります。が、しかし、当座の場面では、不定人称的なヒトという漠然たる *etwer* になり、「ヒトは『SハPデアル』と言う」といっても、「ヒトは……言う」の部分が意識から脱落し易く、「SハPデアル」という施詞措定態だけが“脱”人称的に現前することになる次第です。成人における判断的態度決定の直接的与件となるのは、多くの場合、このようにして脱人称化された施詞措定態にほかならないのですが、ここでひとまず「人称的帰属化」が明識される

場面に遡ることにします。」 321-2P

(人稱的帰属化)「偕、嚮に、「コレハA」「コレハB」という二つの施詞措定態が他者と自己とに、「彼—此」的な区別相で帰属化される状況を誌しましたが、この対他・対自の対立性と異和感は、それ自身ではまだ「不同意」の意識ではなく、況んや、そのまま判断的否定なのではありません。・・・*幼児の体験*・・・対他者的に帰属する「コレハB」に対して、「コレハA」という措定態を対自己的に帰属せしめつつ、異和感を以って「コレハB」という提題に拒絶的反応を呈すること、それが「不同意」であり、このような構造的態勢の契機となっている「コレハB」という提題に対する拒絶的反応、それが「否定」的拒斥の原初的ケースだと思えます。ここには、フェア・ウンスに分析していえば、与件 a を B と呼ぶ他者の立言を矯正的に置換して「コレハA」と呼ぶべきことの意識が見出せます。そのかぎり、「コレハB」という提題に対する否定的拒斥は、「コレハBデナクAダ」という not……but の意味構造を即自的に含意していると言えます。／このようにして、所与の提題に対する自分の側からの否定的拒斥が対自的に意識されるようになりますと、自分の命名的措定「コレハB」に対して他者が「コレハA」と発話する場面においては、他者の側でも自分の側の提題に対して否定的拒斥をおこなっていることを了解できるようになります。ここにおいて「否定」意識(否定的陳述的態)が対他者的・対自己的に帰属されるに及びます。」 322-3P

(同感・判断的同意)「ところで、他者も「コレハA」と発言し、自分も「コレハA」と発話(内語にとどまっても可)する場合、二つの命名的措定態は必ずしも他者と自己とに明確な形で人稱的に帰属しない傾向があり、また、その二つの措定態が(特に自分の側は内語にとどまった場合)二つの措定態併立というよりも、むしろ融一的な相でしか明識されない傾向があります。特に、当の命名的結合が鞏固に既成化し、ルーティーン化している場合には、それが顕著にみられます。——自他ともに、「コレハA」と呼称するようなルーティーンな場合であっても、フェア・ウンスには判断的同意がおこなわれていると呼べるケースもありますし、そのことは当人自身も反省的に対自化できるのですが、しかしともあれ、肯定的承認ということが当事主体にとって自覚的に明識化されるのは、原初的には少々屈折した場面においてだと考えられます——。或る与件についてそれを何と呼称するのだったか忘れてしまいなかなか思い出せない(ないしは逆に、或る音声記号は憶えているのだが、それがどのような対象を指すのか思い出せない)といった場面において、他者が「コレハAダ」(ないしは「Aトハコレダ」と)発話するのを効いて「ソウダ！」と同感(想起的共鳴)の意識を覚識されるようなケース、それが所与の「施詞措定態」に対する「同意」「承認的肯定」の原初的形態ではないかと思われます。——自分なりの一応の思念を懐いておりながらも、自信がない場面で、他者による立言によって「我が意を得る」ようなケース。これも機制上は同意の面をもちますが、しかし、これは遙かに高次の階梯に属します。——そのほか、例えば、眼前に二人の人物がいて、その一人が与件 a を指して「コレハB」と発話したのに対して、もう一人が「コレハAダ」と発言するような場面で、後者に帰属する「コレハAダ」という措定態に「同感」(共鳴)するようなケースも、判断的同意の原初的な次元に属すると考えられます。」 323-4P

(この説のまとめ)「さしあたり、この程度の次元にとどまるにせよ、施詞措定態の対他者的・

対自己的な共同的帰属性——「彼—此」的区別の上に立つ同一性——が覚識される域に達し、所与の提題に対する肯定的承認が対自化されるようになると、自他の措定的発話が合致する場合、自分の側での「陳述的措定」を他者の側でも肯定的に承認しているものと了解(対他者的に帰属化)できる階梯を迎えます。こうして、先述の「否定」的陳述態と並んで、「肯定」的意識(肯定的陳述態)が対自己的・対他者的に帰属される所以となります。」

324P

第二段落—「指示—述定の措定態」(叙示態)の「内自化」される機制 325-8P

(前節の押さえ)「甚だ粗略ながらも右に誌したような経緯を介して、肯定的ならびに否定的な陳述的表出が対他者的・対自己的にまずは帰属されるものと迂生は考えます。」 325P

(この項の問題設定)「ところで、この陳述的(表出)次元での肯定性・否定性という間主観的な関係場での態度の執り方が、いわば即自化されて、「指示—述定の措定態」(叙示態)の内部的契機の相で「内自化」される機制がはたらきます。」 325P

「この間の事情を先に挙げた“例”に立ち戻って考えてみましょう。二人の人物が眼前にいて、一方が「コレハB」と言い、他方が「コレハA」と言うのを聞いて、自分としては後者に共鳴する場面では、前者の「コレハBデアル」に提題について「不同意」「拒斥的否定」の態度をとり、後者の「コレハAデアル」という提題に対して「同意」「承認的肯定」の態度をとるわけですが、ここで、今や「否定」の態度に応じる言語的表現が成立しているものとします。(・・・・・・少なくとも発生論的にはあくまで即自的な“肯定形”のほうが原基的だと思います。けだし、先般来「施詞措定態」「命名的結合」の原基的形態として“肯定形”を立てた所以です)。そこで、後者が、「否、コレハBデナイ」と発話し、自分もそれに共鳴したとしますと、「コレハBデナイコト」へのこの肯定的賛同は「コレハ非Bデアル」ことへの肯定的賛同と同値になります。こうして、他者に帰属する「コレハBデナイ」への肯定的同意は、「コレハBデナイ」デアルへの肯定的同意、つまり「コレハ非Bデアル」への同意と同値になることから、「Bデナイ」が言語表現上「非B(デアル)」で置換されうることになり、現にそれが遂行されます。そして、この「非」「不」という元来的には否定的陳述に照応した言語表現が、「非常に」「不満」「ウーマン」(wo-man=not man=マンに非ず(ママ・・・・差別の指摘が必要))といった例を多々挙げる事が出来るように、日常的な意識では否定性の覚識を喪失させ、その点では“肯定的”表現と選ぶところなくなる始末です。これに照応するかのように、「コレハ非B(デアル)」と同値の「コレハBデナイ」という措定態が、「コレハBデアル」という“肯定形”のそれと同位的な「施詞措定態」(叙示態)の相で現前するようになります。こうして、元来は陳述的表出の次元に属した肯定性・否定性が「叙示態」の内部における肯定的述定・否定的述定の対立的形式として(承認ないし拒斥という強烈な態度決定性の意識を希薄化せしめつつ)“内自的契機”に繰り込まれる次第です。」 325-6P ここで注意しなければならないのは、異化—同一化の問題と肯定—否定の問題をごっちゃにとらえることで、異化ということ否定としてとらえる錯認から、ここでの論議から肯定が否定よりも先行するということ、同一化が異化よりも先行するようにとらえてしまうと、それは錯認です。

「今や、このようにして、「施詞措定態」には“肯定形”のものも“否定形”のものも在ることになり、先に“肯定形”のそれに即して述べたのと同趣的に“否定形”の施詞措定態

「コレハ非A」「コレハAデナイ」に関して「マサニシカリ！ コレハAデナイ」という肯定的同意の場合、および、「断ジテイナ！ コレハAデア

ル」という否定的不同意の場合が相岐れうる次序となります。」 326P
「併せて亦、施詞的措定態の帰属者が「不定人称化」(ヒト化)を被り、措定態の人称的帰属性の意識が薄弱化していく傾動を生ずることは上述しておいた通りです。そのため、判断的態度決定(承認・拒斥)の直接的与件たる「施詞措定態」は——“肯定形”のものであれ“否定形”のものであれ——“脱”人称化されて、自存的な存立態であるかのように錯認されたり、その反動として、それがとりあえず自己の意識内部に帰属化されることにおいて、判断与件たる「施詞措定態」が単なる“表象結合態”にすぎないかのように錯認されたり、これら両極的な謬見の機縁を与えます。／ここでは、しかし、これらの謬見の批判に立ち入る意趣はありません。唯、“脱”人称化された相での「施詞措定態」、つまり、即自的には「不定人称者帰属」の相での「叙示態」が、マイノングの言う「仮定」(Annahme)に相当するものであること、そして、これを基礎にして、「疑問」「推測」「仮想」などが「判断」と分立するという、この点を傍白しておきたいと思います。」 326-7P

「この場を藉りて、ついでに一言しておけば、肯定・否定をめぐるヨーロッパ語と日本語での表層的な“相違”は、行文からすでに察知していただいたことかと念いますが、深層的な構造に即すれば、なんら本質的な差異ではありません。いずれにおいても、原基的には陳述的表出に関する同意・不同意によって肯定・否定が岐れるのであり、ただ、述定的な場面にそれを“内自化”する局面で彼我のあいだに差異が生ずるにすぎません。」 327P

「ところで、判断としての判断においては、——形式的には同様に“肯定”“否定”の陳述的表出を含む「疑問」「推測」「仮想」などとは異なって——肯定ないし否定は、積極的な同意ないし不同意の態度決定であるだけでなく、真理性の要求を伴い、いわゆる「判断的必然性」の意識を伴います。そして、この判断必然性は、述定の部面では「そうあらざるをえない」(そうでしかありえない)という müssen つまり、存在上の必然性、ないしは、論理的一義性(排他的必然性)の契機を孕むものとしても、肯定的承認・否定的拒斥の部面での必然性は「当為(「ゾレン」のルビ)的必然性」であり、「それに対する反対の禁止」の意識に支えられております。」 327-8P

第三段落——肯定・否定と「様相」がリンクする場面 328-9P

「今や、こうして、われわれはあらためて、肯定・否定と「様相」がリンクする場面に連れ戻されている次第です。しかも、ここでは「陳述的措定」(態度決定)の部面での当為的必然性だけでなく、「述定的措定」(述語づけ)の部面での必然性も絡んでおり、後者は更に「事実上の必然性」(これの一部として「因果必然性」も含まれる)と並んで「論理上の必然性」(これは「規範的拘束性」の一部に属する)を孕んでいるわけですが、これら両部面での必然性が密接な相互媒介相にあることは先にその一端をみておいた“内自化”の機制からも彰らかです。——右にはとりあえず「必然性」という様相だけに即して申しましたが、実を言えば、判断的態度決定には肯定的承認・否定的拒斥と並んで「エポケー」の場合があり、肯定とも否定とも一義的に決することなく、しかも両主張を可能的に許容する態度がありうるわけで、この「可能性」という様相も介在します。そして、これが“内自化”されて「述定的措定」の様相を規定する所以となり、「叙示態」(判断的態度決定の直接的与件)

そのものが様相的規定を帯びた相で現前する事態を生じます。爰において「疑問」「推測」「仮想」の基になる **Objektiv**(マイノングが謂う意味での)が様相的に相岐れうることになります。——この機制に鑑みると、「叙示態」に“内自化”された様相規定は“客観的な”存在様相として現われ、陳述的判断措定の場での様相が“主観的な”認識様相として覚識される次第ですが、判断の「真理性」「客観妥当性」が認められる場面を俟つまでもなく、謂うところの「存在様相」と「認識様相」とが存在論的・認識論的な既定的場面でリンクすることは、これまた、われわれにとっては既に彰らかなところですよ。」 328-9P

(これからの課題)「われわれとしては、この間の次第を解明しつつ、「様相」を認識論的・存在論的に定礎する課題を負う次第ですが、この作業は、いわゆる「因果的必然性」「論理的必然性」「当為的必然性」の内面的な相互媒介関係を視軸に据えて展開するのが好便のように思います。／次箋では、それゆえ、判断必然的な推論的連鎖による学的展開の機制という論脈に繰り込んで、本箋で対自化した構案に応じて行く心算ですよ。」 329P

たわしの読書メモ・・ブログ 662

・白井聡『今を生きる思想 マルクス 生を呑み込む資本主義』講談社(講談社現代新書) 2021

白井聡さんは、一九九〇年を前後して起きたソ連邦の崩壊と世界的なマルクス葬送の流れの中で、若手の学者で、数少ないマルクス派の思想を追い続けているひとです。最近、大手マスコミがマスコミとしての機能の主要課題である「権力」への批判という役割を果たさない中で、いくつかのインターネット情報番組のサイトが作られ、その一つの「デモクラシータイムズ」というサイトで、コメンテーターとして発言するのを見えています。彼の文は、「変革のための総合誌」と名打った『情況』という雑誌に掲載された文で見えて、その雑誌の編集長だった故大下さんの追悼集会、わたしはその彼が社長の「世界書院」という出版社から本をだしてもらった関係で参加していたのですが、その追悼集会の講演の演者のひとりが、大下さんが若手のマルクス学者のひとりとして期待していた白井さんで、その講演を聴きました。基本的に共鳴していたのですが、彼の最初の単行本が『未完のレーニン』という本で、わたしはそもそもレーニンに懐疑的でした。今日的にとらえ返すと、わたしの基調には反差別ということがあり、レーニンのな<力>の思想に違和があったのだと思います。そもそも、最初に読んだマルクス関係の本は、レーニンの『国家と革命』と『帝国主義論』でした。ですが、すぐに三浦つとむさんの『レーニンから疑え』を読んだこともあり、そして、運動的に全共闘運動の流れの中に身を投じ、その中で、社会の矛盾の構造ということをとらえ、根本的な社会変革の必要性をとらえたところで、非レーニン主義的な党派、ローザ・ルクセンブルグの思想に共鳴する党派へ参画していくことになります。しかし、その党派も、党派闘争の中で、レーニン主義的な党建設論に飲み込まれていきます。同時にレーニンの組織論は、反差別的に受け入れがたく、そもそも新左翼総体が飲み込まれていったマルクス・レーニン主義自体が、反差別と言うことを据えられない思想だったところで、まだ、そのことをきちんととらえられなかったところで、わたしはいったん挫折しました。その挫折の中から、反差別ということを基調にした社会変革の運

動の再建という指向性をつかんで、そこで論と運動の展開を模索しています。

さて、話をこの本というか、白井さんの話に引き戻します。白井さんの『未完のレーニン』はまだ読んでいません。そもそも、わたしは、レーニンを最初に読みつつも、まだレーニンの本を、反差別論関係での民族問題関係の本を読んだだけでいました。しかも、民族自決権ということに関しては、マルクス・レーニン主義の定式、「レーニンが正しく、ローザは間違っていた」、ということに乗っていました。最近になって、ローザを読み、レーニンの著作にもあたって、やっとレーニン主義批判を改めてやっていける地平に就いています。で、白井さんの『未完のレーニン』も対象化できる地平に就いたのだと、この読書メモの本を読んで、『未完のレーニン』を買って求めました。あとで読書メモを残します。

さて、余りにも長い前書きというか、脱線的個人的思いを書き綴ってしまいました。

この本に話を戻します。この本は、マルクスの思想の紹介と『資本論』入門の書として位置づけられます。そして、資本主義のとりわけ現代資本主義の矛盾、とりわけ「実質的包摂」というところへ、労働者が資本に飲み込まれていく構図を描いています。

さて、そもそも『資本論』の読み方にはいろいろ出てきています。著者は「実質的包摂」で、フォディズムやトヨタイズム批判に踏み込んでいて、ブラック企業に何故飲み込まれるのかというようなところの新自由主義的などころでの現代資本主義論の批判を展開しています。ただ、宇野理論を参考文献に挙げていて、宇野経済学批判の現在的なとらえ方などは対象化していないようです。わたしは、廣松さんの『資本論の哲学』や編・共著の『資本論を物象化論を視軸にして読む』というところで、物象化というところで『資本論』をとらえ返そうとしています。今、[廣松ノート]を取っているのですが、それらの著作からの白井さんとの『資本論』の読み方に関する対話を試みたいところですが、まだその再読には遠く至らず、というか、そこまで行けそうにありません。

白井さんの本を読んでいると冒頭の「はじめに」から、マルクスの思想の影響を受けているひとたちがペシミズムに囚われていて、出口がとらえられなくなっていることを感じていました。わたしは、「社会変革への途」で、マルクス・レーニン主義批判というところからの総括と反差別論から、社会変革の運動を立て直そうと提起しようとしています。ローザ・ルクセンブルクの継続的本源的蓄積論というところで、反差別ということ、社会変革の基調に据える必要を感じ、さらに、資本主義社会の差別の構造の収束点に、「労働力」という物象化とそこでの「価値づけ」があるところで、そのことを資本主義社会の止揚の機軸としてとらえる必要を感じています。

で、とりあえず、この本で参考になったところの切り抜きメモを出しておきます。切り抜きメモというよりも、この本の中で出てくるキー概念の抜き出しです。

イデオロギー23P

自らのロジックで崩壊する 30-31P

プレタリアとは誰か 32P・・・マルチチュード、サヴァルタン

プロ独 33P・・・ロシア革命はプロ独さえ確立できず、ボリシェヴィキ独裁でしかなかった

生産力至上主義批判 39-41P①ソ連邦の崩壊②欲望の再生産-ボードリヤール消費社会の分析③環境破壊

揺れ 42P

元素 50P・・・？

資本主義の規定 54P

民営化というすべての商品化 63P

マルクスの労働価値説 68P・・・？

実体主義 69P・・・？

魔力 72P

柄谷 ポップス『リヴァイアサン』の社会契約説 72-3P

「リヴァイアサン」 76P

「リヴァイアサン」と貨幣 77P

疎外論のモチーフ→物象化論 79P・・・？

労働価値説の継承 80P・・・？

資本の他者性 96P

フォーディズム テーラーシステム トヨタイズム(「カイゼン」)109-10P

毒まんじゅう——社畜 112P

居酒屋甲子園 116P

本文最後のまとめの文 120P

逃げ出すことさえできない 124P

最初の方に書いたように、多分、白井さんとの対話は最初の単行本『未完のレーニン』だと推測しています。ですから、それを読んでから、本格的な対話を試みたいと思います。

(編集後記)

◆月二発刊態勢は、読書メモの[廣松ノート]の第一次分が終わるまで、続けることになりそうです。

◆巻頭言は、「社会変革への途」の草稿的文を逐次掲載していくことにしました。実は、次回に4回分の見取図的文を載せるのですが、それを承けての、今回は、反戦ということで「戦争をなくすための試論」です。これを先にもってきたのは、ウクライナ戦争、ガザ戦争という情況破壊の戦争が起きている中で、何か文を書かねばと、これを先に書いていました。「社会変革への途」の草稿ということでは順番が逆になって意味不明となるので、入れ換えようかとも思ったのですが、そもそもこちらを先に書いたし、それに情況への発言ということで、早く出したいのでそのままにしました。

◆読書メモは、[廣松ノート]の続きと白井さんの本です。白井さんは、マルクス葬送の流れに抗して、マルクス的なことを語っている数少ない政治学者です。もう一冊読んで、読書メモを書いています。何冊か既に買い求めている、早急に白井論的にまとめようかという思いもあるのですが、[廣松ノート]の第一次分を再読しつつ、そのメモを先に書き進めるのを優先させます。

◆月二で8月分まで、草稿を終えています。読書メモの[廣松ノート]は『物象化論の構図』を終えて、積ん読していた本の読書メモの草稿を書き終え、第一次[廣松ノート]の最終稿『存

在と意味』の再読に入っています。

反障害－反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しなが、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害－反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>